

米国 E/Dカード I-94W (査証なしの陸路入国) (記入例)

- 米国に陸路入国する場合のみ必要です (ただし、米国に空路入国し、査証免除プログラムの範囲内で近隣諸国に出国、その後、米国に陸路で再入国する場合は不要)。
- 米国に空路入国する場合は不要です。米国空路通過の場合も不要です。
- 裏面の質問 (A~G) に1つでも該当するものがある場合、事前に米国大使館に連絡し査証要否を確認します。
- 裏面の署名は旅券と同じ署名が望ましい。14歳未満の場合、親または親権者がサイン欄に渡航者本人 (子供) の名前を記入し、名前の後に「(by mother)」等と記入します。
- 入国の際、出国部分は返却されるので出国時まで大切に保管し、出国時に係員に回収してもらいます。

(表)

(裏)

DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY
U.S. Customs and Border Protection OMB No. 1651-0111

アメリカ合衆国による
I-94W 非移民査証免除入国記録
記入方法

この書式は、訪問者ビザを所有していない非移民訪問者 (8 CFR 217 に該当する国の国籍を有している者) 全員が記入すべきものです。同法に該当する国の最新リストは、各航空会社から入手できます。

すべて大文字で、タイプまたはペンを使って活字体ではっきりとお書きください。英語で記入してください。

この書式は二つの部分から構成されています。到着記録 (1 から 16 まで) と出国記録 (19 から 22 まで) の両方を記入してください。書式の裏面には必ず署名し日付を記入してください。14 歳未満のお子様については、親または保護者をご署名ください。

第 10 項目 - 陸路より米国に入国する場合は、この欄に「LAND」と記入してください。船舶で米国に入国する場合は、この欄に「SEA」と記入してください。

5 U.S.C. § 552a(e)(3) プライバシー法による通知: この書式での情報収集は、米国法第 8 章 (8 U.S.C. 1103, 1187)、および 8 CFR 235.1, 264, 1235.1 を含む) の定めによるものです。この目的は、非移民外国人の米国への出入国に関する許可および文書化を行うことにあります。この書式で収集された情報は、法執行目的や、訪問者の入国許可判断に関して DHS を支援する目的で、他の行政機関が使用することがあります。別に免除を受けている場合を除き、米国への入国許可を求める非移民外国人は全員、この情報を提供しなければなりません。情報を提供しなかった場合は、米国への入国が拒否され、国外退去となる場合があります。

出国番号
0000000000

到着記録
査証免除

1. 姓
Y | A | M | A | D | A

2. 名
T | A | R | O

3. 生年月日 (日/月/西暦年)
1 | 5 | 0 | 2 | 6 | 6

4. 国籍
J | A | P | A | N

5. 性別 (MALE または FEMALE)
M | A | L | E

6. 出生国
J | A | P | A | N

7. 旅券発行年月日 (日/月/西暦年)
0 | 6 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 7

8. 旅券有効期間満了日 (日/月/西暦年)
0 | 6 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 7

9. 旅券番号
T | E | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5

10. 航空会社および便名
J | A | L | 0 | 7 | 6

11. 居住国
J | A | P | A | N

12. 搭乗地 (市)
T | O | K | Y | O

13. 米国滞在中の住所 (番地、通り)
A | I | A | M | O | A | N | A | H | O | T | E | L | # | 1 | 0 | A | T | K | I | N | S | O | N | D | R | I | V | E

14. 米国滞在中の住所 (市、州)
H | O | N | O | L | U | L | U | H | A | W | A | I | I | 9 | 6 | 8 | 1 | 4

15. 連絡先となる米国内の電話番号
8 | 0 | 8 | 9 | 5 | 1 | 4 | 8 | 1 | 1

16. E メールアドレス
記入は任意

17. 18. 米国政府用

CBP Form I-94W Japanese (11/11)
OMB No. 1651-0111

出国番号
0000000000

出国記録
査証免除

19. 姓
Y | A | M | A | D | A

20. 名
T | A | R | O

21. 生年月日 (日/月/西暦年)
1 | 5 | 0 | 2 | 6 | 6

22. 国籍
J | A | P | A | N

CBP Form I-94W Japanese (11/11)
裏面をご覧ください STAPLE HERE

「身体的もしくは精神的な症状」は他の人の安全
や福祉を脅かすものでなければ入国可能

以下のいずれかがあなたに該当しますか?
(「はい」または「いいえ」で回答してください)

A. あなたは伝染病、または身体的もしくは精神的な疾患がありますか? はい いいえ
または薬物濫用者もしくは薬物中毒者ですか?

B. あなたは、規制薬物に関係した青筋の行為もしくは違反を伴う犯罪で、逮捕されたこと、あるいは有罪と判決されたことがありますか? または、合計 5 年以上の実刑判決を伴う複数の犯罪で、逮捕されたこと、あるいは有罪と判決されたことがありますか? または犯罪的もしくは不道徳的な活動に従事するために入国しようとしていますか?

C. あなたは、スパイ行為もしくは破壊工作、テロ活動、あるいは民族大量虐殺に、過去に関与したことがありますか? または現在関与していますか? または、1933 年から 1945 年までの間に、ナチス・ドイツまたはその同盟国に関連した迫害に何らかのかたちで関与しましたか?

D. あなたは、米国で仕事を求める予定ですか? または、国外退去もしくは国外追放されたことがありますか? または、以前に米国から移送されたことがありますか? または、詐欺または不実表示で米国査証の調達または米国入国をしたこと、または試みたことがありますか?

E. あなたは、米国民が保護権を有している子どもを、拘留または引き留めたことがありますか?

F. あなたは、これまでに米国査証または米国への入国を拒否されたことがありますか? または米国査証を取り消されたことがありますか? 「はい」の場合、それは、どこで? ですか?

G. あなたは、訴追の免責を主張したことがありますか? はい いいえ

重要: 上記のいずれかに「はい」と回答した場合には、米国への入国を拒否される可能性がありますので、渡米前に米国大使館に連絡してください。

YAMADA TARO
姓 (活字体) 名

JAPAN 15, FEB, 1966
国籍 生年月日

権利放棄: 私は、本書式により、私の入国許可可能性に関する米国税関及び国境保護局の検査官の判断を審理もしくは上訴するあらゆる権利、または、政治的亡命申請を根拠とする以外のいかなる国外追放措置に対しても、異議を申し立てるあらゆる権利を放棄します。

証明: 私は、本書式の質問および表明をすべて判読し理解したことを証明します。私が提出した回答は、私が知り信じる限り、真正かつ正確です。

Taro Yamada 01, OCT, 20XX
署名 日付

文書業務削減法による声明: 行政当局は、現在有効な OMB コントロール番号を提示しない限り、情報収集の実施や保証を行うことはできません。よって、現在有効な OMB コントロール番号を提示しない場合は、この情報に対応するよう求められても応じる必要はありません。この情報収集のコントロール番号は 1651-0111 です。この書式の記入にかかる時間は、1 人当たり約 8 分と見積もられています。記入努力の見積りに関するご意見は、U.S. Customs and Border Protection, Office of Regulations and Rulings, 799 Ninth Street NW, Washington, DC 20229 までお寄せください。

出国記録
重要—あなたは、この許可証を所有し続け、米国を出国する際に返還しなければなりません。これを怠ると、将来の米国入国の際に遅延の原因となる可能性があります。あなたは、本書式に記載された日付までの米国滞在が承認されます。この日付を過ぎても国土安全保障省当局からの許可なしに滞在し続けると、法律違反となります。米国を出国する際に、この許可証を以下の通り返還してください:
- 空路または船舶の場合は、航空会社/船舶会社に。
- カナダとの国境を越える場合は、カナダの担当係員に。
- メキシコとの国境を越える場合は、米国の担当係員に。

警告: あなたは、本プログラムの下での米国訪問中に、無資格の就職、就学、外国情報媒体の代表活動を行ってはなりません。あなたは、最高 90 日間で米国に滞在することを許可されます。あなたは、1) 非移民資格の変更、2) 移民・国籍法 (INA) 第 201 条 (b) 項の下に追格とされる場合を除いた、一時居住者または永住者への資格調整、または 3) 滞在の延長を申請してはなりません。これらの条件に違反すると、国外追放の対象とされます。これまでの本プログラムの違反は、過去に本プログラムの下で正当な国土安全保障省の承認を得ずに滞在超過したことがあることを含め、いかなる場合も、結果的に、移民・国籍法 (INA) 第 217 条に課税罰明される通り入国不可と事実認定されることとなります。

出国港:
日付:
航空会社/船舶会社:
便名/船名:

様式は予告なく変更される場合があります。また、諸事情により、航空機内、空港では本記入例とは異なる様式が配布されることがあります。係官によっては、配布された様式に書き直しを指示されることがありますが、その場合は係官の指示に従ってください。

米国 E/Dカード I-94 (査証ありの陸路入国) (記入例)

米国査証をお持ちの方で米国に陸路入国する場合、I-94が必要です。

※入国記録 (I-94) の自動システムが導入されました。詳細は米国税関国境警備局 (CBP) ホームページ (<http://www.cbp.gov/travel/international-visitors/i-94-instructions>) で確認下さい。

入国の際、出国部分は返却されるので出国時まで大切に保管し、出国時に係員に回収してもらいます。

I-94は署名欄はありません。また、裏面は記入不要です。

〈表〉

DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY
U.S. Customs and Border Protection

OMB No. 1651-0111

アメリカ合衆国によろこ
I-94 出入国記録
記入方法

この書式は、米国民、帰国する米国居住外国人、永住権保持者、および訪米または乗り継ぎ通過するカナダ市民を除く全員が記入すべきものです。
すべて大文字で、タイプまたはペンを使って活字体ではっきりとお書きください。英語で記入してください。この書式の裏面には記入しないでください。

この書式は二つの部分から構成されています。到着記録 (1 から 17 まで) と出国記録 (18 から 21 まで) の両方を記入してください。

全項目の記入を終えたら、この書式を米国税関国境保護局の検査官に提示してください。

第 9 項目 - 陸路より米国に入国する場合は、この欄に「LAND」と記入してください。船舶で米国に入国する場合は、この欄に「SEA」と記入してください。

5 U.S.C. § 552a(e)(3) プライバシー法による通知: この書式での情報収集は、INA (8 U.S.C. 1103, 1187) を含む米国法第 8 章、および 8 CFR 235.1, 264, 1235.1 の定めによるものです。この収集の目的は、非移民外国人の米国への出入国に関する許可および文書化を行うこととあります。この書式で収集された情報は、法執行目的や、訪問者の入国許可判断に関して DHS を支援する目的で、他の行政機関が使用することがあります。別に免除を受けている場合を除き、米国への入国許可を求める非移民外国人は全員、この情報を提供しなければなりません。情報を提供しなかった場合は、米国への入国が拒否され、国外退去となる場合があります。

CBP Form I-94 (05/08)
OMB No. 1651-0111

到着記録

入国番号
0000000000 00

生年月日の年は西暦年の
下 2 桁を記入する
男性: MALE
女性: FEMALE

| | |
|---|---|
| 1. 姓 Y A M A D A | 3. 生年月日 (日/月/西暦年) 1 5 1 0 2 1 6 6 |
| 2. 名 T A R I O | 5. 性別 (MALE または FEMALE) M A L E |
| 4. 国籍 J A P A N | 7. 旅券有効期間満了日 (日/月/西暦年) 0 6 1 1 2 2 0 1 7 |
| 6. 旅券発行年月日 (日/月/西暦年) 0 6 1 1 2 2 0 1 7 | 9. 航空会社名および機名 T E I 0 0 1 2 1 3 4 5 |
| 8. 旅券番号 T E I 0 0 1 2 1 3 4 5 | 11. 搭乗地 (国) J A P A N |
| 10. 居住国 J A P A N | 13. 査証発行日 (日/月/西暦年) 0 5 1 0 3 1 1 0 |
| 12. 査証発行地 (市) T O K Y O | 14. 米国滞在中の住所 (番地、通り) A L A M O A N A H O T E L 4 1 0 A T K I N S O N D R I V E |
| 15. 米国滞在中の住所 (市、州) H I O N O L U L U H A W A I I 9 8 8 1 4 | 16. 連絡先となる米国内の電話番号 8 1 0 8 9 1 5 1 4 8 1 1 |
| 17. E メールアドレス 記入は任意 | |

CBP Form I-94 (05/08)
OMB No. 1651-0111

DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY
U.S. Customs and Border Protection

OMB No. 1651-0111

出国記録

出国番号
0000000000 00

宿泊先の名称及び
住所を記入する

| | |
|----------------------|---------------------------------------|
| 18. 姓 Y A M A D A | 20. 生年月日 (日/月/西暦年) 1 5 1 0 2 1 6 6 |
| 19. 名 T A R I O | 21. 国籍 J A P A N |

CBP Form I-94 Japanese (05/08)
裏面をご覧ください
STAPLE HERE

〈裏〉

このページは米国政府用です
Primary Inspection

Applicant's Name _____
Date Referred _____ Time _____ Insp. # _____

Reason Referred

212A PP Visa Parole L/O TWOV

Other _____

Secondary Inspection

End Secondary Time _____ Insp. # _____
Disposition _____

| | |
|-----------------------------------|--|
| 22. Occupation | 23. Waivers |
| 24. CIS A Number | 25. CIS FCO |
| 26. Petition Number | 27. Program Number |
| 28. <input type="checkbox"/> Bond | 29. <input type="checkbox"/> Prospective Student |
| 30. Itinerary/Comments | |
| 31. TWOV Ticket Number | |

文書業務削減法による声明: 行政当局は、現在有効な OMB コントロール番号を提示しない限り、情報収集の実施や保証を行うことはできません。よって、現在有効な OMB コントロール番号を提示していない者には、この情報に対応するよう求められても応じる必要はありません。この情報収集のコントロール番号は 1651-0111 です。この書式の記入にかかる時間は、1 人当たり約 8 分と見積もられています。記入努力の見積りに関するご意見は、U.S. Customs and Border Protection, Asset Management, 1300 Pennsylvania Avenue, NW, Washington DC 20229 まで書面でお寄せください。

警告 不正雇用を承諾した非移民者は、国外追放の対象とされます。
重要 あなたは、この許可証を所有し続け、**米国を出国する際に返還しなければなりません。** これを怠ると、将来の米国入国の際に遅延の原因となる可能性があります。この日付を過ぎてもあなたには、本書式に記載された日付までの米国滞在が承認されます。この日付を過ぎても国土安全保障省当局からの許可なしに滞在し続けると、法律違反となります。
米国を出国する際に、この許可証を以下の通り返還してください:
- 空路または航路の場合は、航空会社 / 船舶会社に。
- カナダとの国境を越える場合は、カナダの担当係官に。
- メキシコとの国境を越える場合は、米国の担当係官に。
米国に 30 日以内に再入国し、同一の学校に戻る予定の学生は、この許可証を返還する前に、Form I-20 (留學生資格証明書) の第 2 ページの「Arrival-Departure」を参照してください。

Record of Changes

Departure Record


Port: _____
Date: _____
Carrier: _____
Flight No. / Ship Name: _____

様式は予告なく変更される場合があります。また、諸事情により、航空機内、空港では本記入例とは異なる様式が配布されることがあります。係官によっては、配布された様式に書き直しを指示されることがありますが、その場合は係官の指示に従ってください。

米国 税関申告書 (記入例)

家族は1枚に記入します。ただし、家族でも名字が異なる場合、別々に記入を求められることがあります。必要な申告を行わなかった、数量を正しく申告しなかった場合には処罰の対象となることがあります。US \$ 10,000以上の現金もしくはその他の支払い手段の持ち込みがある場合、税関への申告が義務付けられています。

〈表〉



公用専用欄

税関申告書

19 CFR 122.27, 148.12, 148.13, 148.110, 148.111, 1496; 31 CFR 5316
認定書式 OMB NO. 1651-0009

到着する渡航者各個人、または家族の世帯主には、以下の情報を提供することが義務付けられています。(申告書は一家族につき一通のみです)。「家族」とは、血縁関係、婚姻関係、慣習婚姻関係、または養子縁組による家族関係を持ち、同じ世帯に居住している者を意味します。

- 1 姓 (苗字) **YAMADA**
名 (ファーストネーム) **TARO** ミドルネーム
- 2 誕生日月日 月 **02** 日 **15** 西暦年 **66** ←西暦年の下2桁
- 3 渡航に同行している家族の人数
- 4 (a) 米国における滞在・居住先の住所 (番地と通り) (ホテルの名称・訪問先)
← **宿泊先の名称及び住所 (番地含む) を記入**
(b) 市 **HONOLULU** (c) 州 **HAWAII**
- 5 旅券発行国 **JAPAN**
- 6 旅券番号 **TE012345**
- 7 居住国 **JAPAN**
- 8 今回の渡米に先立って訪れた国・国々
- 9 航空会社・便名もしくは船舶名 **JAL 076**
- 10 今回の渡米の主要目的はビジネスです: はい いいえ
- 11 私(私達)は、以下の物品を所持しています: はい いいえ
 - (a) 果物類、野菜類、植物類、種子、食物、昆虫類: はい いいえ
 - (b) 肉類、動物、動物/野生動物製剤: はい いいえ
 - (c) 病原体、細胞培養、巻貝類: はい いいえ
 - (d) 土壌、あるいは、私(私達)は、農場・牧場・牧草地にいました: はい いいえ
- 12 私(私達)は、家畜の近くにいました: はい いいえ
(家畜との接触、または処理・扱いなど)
- 13 私(私達)は、現在通貨、または、金融商品にして、10,000ドル以上の米ドル、または、それに相当する外国通貨を所持しています: はい いいえ
(金融商品の定義は裏面参照)
- 14 私(私達)は、市販用商品を所持しています: はい いいえ
(販売対象になる商品、または、発注を促す目的で使用する試供品、または、個人の身の回りの所持品の範疇に当てはまらない物品)
- 15 米国居住者—市販用商品を含め、海外で購入、あるいは取得した物品 (他人への贈与品も含める、ただし米国に郵送したものは含まない)の総額: \$ _____
渡航訪問者—米国に残していく物品の総額— (市販用商品込み): \$ _____

この書式の裏面にある記入説明文をお読みください。申告義務のある全ての品目について記入する欄が設けてあります。

私は、この書式の裏面にある重要な情報項目を読み、真実に基づいた申告をしました。

X Taro Yamada OCT. 01. 20xx

署名 日付(月/年) CBP Form 6059B (03/16) Japanese

〈裏〉

米国税関・国境整備局は皆様の訪米を歓迎いたします。

米国税関・国境整備局は、米国への輸入禁止品の不法輸入を防ぐ義務を負っています。CBPの職員は、渡航者に質問したり、渡航者と渡航者の所持品を検査する職権を有しています。もし、あなたが検査を受ける対象の一人となった場合は、丁重でプロフェッショナル、かつ敬意のある扱いを受けます。CBPの監督者および渡航者サービス担当者が、ご質問にお答えします。お褒めの言葉やご意見・ご要望は、コメント・カードにご記入ください。

重要な情報
米国居住者—国外で取得し、米国に持ち込むすべての物品を申告すること。
訪問者(非居住者)—米国に残す全ての物品についてその価値を申告すること。
 この申告書に**全ての物品を申告**し、その価値を米ドルで記入してください。贈与品については、小売価格をご記入下さい。

関税—CBP職員が判断します。米国居住者については、所持品の\$800ドル相当までの物品について免税が適用されます。渡航訪問者 (非居住者) については、一般的に\$100ドル相当までの免税が適用されます。関税は、免税額を超える最初の\$1,000ドルについて現行利率で査定されます。

農産物及び野生動物製剤—危険な農薬害虫、禁制野生動物の入国を防止する目的で、以下の物品が規制の対象になっています。果物、野菜、植物、植物性産物、土壌、肉製品、食用加工品、鳥類、巻貝類、生きた動物および、動物製剤。これらの物品を、税関および国境警備局職員、税関および国境警備局農業専門家、魚類・野生動物検査官に申告する事を怠った場合、罰金が課せられたり、所有物品の押収につながる事があります。

通貨、または金融商品の輸送は金額にかかわらず合法行為です。ただし、国外から米国内に\$10,000ドル以上(米ドル、またはそれに相当する外国通貨、もしくはそれらの組み合わせ)を持ち込んだり、逆に米国から国外へ上記を持ち出す場合には、それをFinCEN 105 (旧税関書式4790)をもって米国税関および国境警備局に報告書を提出することが、法律によって定められています。金融商品と呼ばれるものの中には、コイン、紙幣、トラベラーズ・チェック、および持参用金融商品である個人の小切手や銀行小切手、株・証券が含まれています。本人以外の人に通貨や金融商品を運搬してもらった場合も、FinCEN 105の書類を提出しなければなりません。その申告を怠ったり、全額を申告しなかった場合は、渡航者が所有しているすべての通貨、金融製剤が押収の対象になったり、渡航者が民事上の刑罰または刑事訴追を受ける可能性があります。このページの上記にある重要な情報をお読みになり、真実に基づいた申告をした後、当書式の表にある署名の欄にサインをして下さい。

| 所有品目の明細 (リストが長くなる場合は、別のCBPフォーム6059Bに記載を続けてください) | 価値・金額 | CBP 専用記載欄 |
|--|-------|--------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 総額 | | |

文書業務削減法声明: 現在有効のOMB管理番号の明記がない場合、当局は、情報収集を行ったり支障したりしてはならず、渡航人は、この情報に対する応答をする義務はありません。当情報収集の管理番号は、1651-0009です。当書式の見積平均記入時間は、約4分です。渡航人は、回答を義務付けられています。書式の見積記入時間についてのご意見は、下記の住所までご連絡下さい。U.S. Customs and Border Protection Office of Regulations and Rulings 90 K Street, NE, 10th Floor Washington, DC 20229.

CBP Form 6059B (03/16) Japanese

様式は予告なく変更される場合があります。また、諸事情により、航空機内、空港では本記入例とは異なる様式が配布されることがあります。係官によっては、配布された様式に書き直しを指示されることがありますが、その場合は係官の指示に従ってください。